### 標題

MARPOL ANNEX VI (船舶からの大気汚染防止のための規則) における北アメリカ沿岸の排出規制海域の追加について

# ClassNK テクニカル インフォメーション

No. TEC-0832 発行日 2010年11月11日

各位

2006 年 4 月 13 日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0654、および 2009 年 5 月 13 日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0771 にて、MARPOL ANNEX VI(以下、ANNEX VI)における排出規制海域についてお知らせしておりますが、2010 年 3 月に開催された IMO 第 60 回海洋環境保護委員会(MEPC 60)において、北アメリカ海域を新たに排出規制海域(Emission Control Areas: 以下、ECA)として指定する ANNEX VI の改正案が採択されましたので、関連する内容についてご連絡いたします。なお、本件につきましては IMO より決議 MEPC.190(60) が発行されています。

# 1. 新たに ECA に指定された海域

アメリカ合衆国およびカナダ沿岸 200 海里内が、NOx、SOx および粒子状物質(PM)に対する ECA として指定されました(アラスカ西岸など一部海域を除く)。本海域の定義の詳細につきましては、IMO 決議 MEPC.190(60)をご参照ください。なお、本定義は今回の改正に伴い ANNEX VI 付録 VII に追記されました。

### 2. 規制の適用

本改正は2011年8月1日に発効しますが、北アメリカ海域におけるSOx および粒子状物質(PM) の規制 (MARPOL ANNEX VI 第 14 規則) につきましては、発効後 12ヵ月の免除規定があることから、2012年8月1日より規制が開始されることになります。また、同海域における NOx の規制につきましては、ANNEX VI 第 13 規則の NOx 3 次規制が適用されますので、2016年1月1日\*以降の規制開始となります。

\* NOx 3 次規制は、2016年1月1日以降に建造された船舶に搭載のディーゼル機関に適用されます。ただし、NOx 3 次規制を実施するための技術開発状況のレビューが 2012年から 2013年にかけて IMO により行われることになっており、その結果によっては適用時期が調整される可能性があります。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024 E-mail: mcd@classnk.or.jp

## NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により 発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。